

# 川島庚申塔文化財調査報告書

平成 17 年 9 月 13 日

宮代町教育委員会 河井伸一

## 1) 調査理由

平成 17 年 5 月 21 日に行われた第 1 回文化財保護委員会にて文化財指定候補 8 件について審議が行われた。川島庚申塔については、平成 15 年度に文化財指定を行った時にも、指定候補に上げられていたが、詳細な調査を実施せずに見送られた経緯がある。しかし、宮代町内で最も古い庚申塔群であり、今回の会議において再び審議の対象になることが決まった。会議では庚申塔のみを文化財指定の対象にするか、常夜塔や二十三夜塔、力石、供養塔などすべてを群として一括指定するのかについて検討した。また、名称については群としてとらえ、川島庚申塚としたほうが良いとの案もでた。そして、次回会議までに文化財指定をすることを前提に、事務局で調査をするよう要請があったため、本文化財調査は計画された。

調査は、社寺総合調査で確認されている、庚申塔群や二十三夜塔、供養塔、常夜塔などの配置図を作成し、石塔については正面及び左側面・右側面の写真撮影を実施した。その後、報告書作成にあたり、『宮代町史資料社寺総合調査 V・路傍調査』や古文書・民俗・写真など関係資料の調査も行った。

## 2) 調査日時

現地調査 平成 17 年 8 月 30 日（火）15 時～16 時

報告書作成 平成 17 年 9 月 8 日～13 日

## 3) 場所

宮代町字百間 6 丁目 655・656 番地

## 4) 調査者

宮代町文化財保護委員 島村圭一（元宮代町史編集委員）

宮代町教育委員会 河井伸一

## 5) 地域と庚申講について

### (1) 川島地区の概況

川島地区は現在の百間 2 丁目から 6 丁目に至る範囲で、北側の切戸と共に江戸時代には源太宿（現在の宿地区・字山崎の一部）を中心とした百間本村に属した。し

かし、石造物などには私称の川島村などと刻まれている。

領主の変遷としては、文禄元年（1591）に旗本服部氏の所領となり、元和 5 年、（1619）服部氏の遠江敷智郡への移封により天領（幕府直轄領）となった。その後、元禄 16 年（1703）に久喜藩米津氏の所領となり、宝暦 13 年（1763）には佐倉藩堀田氏に支配者が替わり幕末を迎えた。なお、川島地区の百間公民館北側に所在した桜稻荷社の名称は、佐倉藩から取ったものと伝えられる。

川島地区に所在する寺社は桜稻荷の他、一庵坊、庚申様、弁天社などがあつた。なお、江戸時代には一庵坊と川島庚申塔は同じ敷地と把握されていたようである。

## （2）庚申講とは

庚申塔は、中国より伝来した庚申信仰に基づいて建てられた石塔のこと。庚申講を 3 年 18 回続けた記念に建立されることが多い。塚の上に石塔を建てることから庚申塚、塔の建立に際して供養を伴ったことから庚申供養塔とも呼ばれる。

庚申講(庚申待ち)とは、人間の体内にいるという三尸虫という虫が寝ている間に天帝にその人間の悪事を報告しに行くのを防ぐため、庚申の日に夜通し眠らないで天帝や猿田彦や青面金剛を祀って宴会などをする風習である。

庚申等の石形や彫られる神像、文字などはさまざまであるが、申は干支で猿に例えられるから、「見ざる、言わざる、聞かざる」の三猿を彫り、村の名前や庚申講員の氏名を記したことが多い。同様の理由で庚申の祭神が神道では猿田彦神とされ、猿田彦神が彫られることもある。また、猿田彦神は道祖神とも信仰されるため、庚申信仰が道祖神信仰とも結びつくこととなった。さらに仏教では、庚申の本尊は青面金剛とされるため、青面金剛が彫られることもある。

庚申塔には街道沿いに置かれ、塔に道標を彫り付けられたものも多い。これは道祖神など他の路傍の石仏にはあまりみられない機能であり、庚申塔の特色とされている。

（インターネット辞書「ウィキペディア」より引用）

## 5) 調査の内容

### （1）古文書・絵図からの調査

川島庚申塔が、古文書で確認できる最も古いものは、元禄 10 年 12 月の「武蔵国埼玉郡百間村検地水帳」（折原家文書No.6）である。ここには「右之外除地」として「一 五間 拾三間 廟所二畝五歩 川島惣百姓抱」とある。その後、絵図などでも確認できるようになる。午七月の百間村絵図（折原家文書No.3486）には「除」と記され、折原家文書No.3489 の百間村絵図には神社のマークが記載されている。宝暦 10 年頃と推定される百間村絵図（折原家文書No.3512）には「御除 廟所 御領分ノ内」とある。文政 6 年頃の『新編武蔵国風土記稿』には「庚申社」と記載される。

明治時代になると一庵坊の記載が多くなる傾向がある。明治 5 年頃の田畑其外直段書上帳（折原家文書No.46）によると持主一庵として「一合反別式反七畝廿五歩半」とあり一庵坊が所有する畑の概況が分かる、この文書に対応する百間村田畑一筆限耕地絵図（折原家文書No.3498）によると「庚申塚 廟所」とある。また、『武蔵国郡村誌』には仏寺として「一庵 境域東西三間、南北五間面積十五坪、村の北方にあり、元禄中の修築に係ると言う」とある。また、明治 4 年から 7 年と推定される第六区百間村屋敷図によると「五十四番地所 一庵」とある。明治 12 年の「堂庵明細帳」によると間口 5 間、奥行 3 間 2 尺の堂が 1 棟あることが分かる。このように明治期に入ると、多くの文書で確認できるようになる。

古文書からの調査では江戸時代には、廟所や庚申社と把握されており、明治時代になると一庵や庚申塚、廟所と呼ばれていたことが明らかとなった。

## （2）民俗・伝承からの調査

宮代町史資料第 6 集『みやしろの信仰と年中行事』によると、川島庚申塔は以前、庚申塚と呼ばれていたとあり、現在は庚申様と称される。県道蓮田杉戸線（江戸時代は杉戸宿伝馬道）が拡張される以前はもう少し敷地が広く、周囲より 4 尺ほど高かったが、道路がかさ上げされたため、塚らしくなくなったと伝えられている。また、塚には大きな松の木があったようである。

一庵については、元々墓地の寮で本尊は地蔵菩薩であり、元禄年中に深井氏により建立されたもので、一庵法師が開山となり法師の名前をとり名付けられたという。この堂は川島地区の集会所として利用されてきた。なお、川島庚申塔・一庵とも深井五左衛門氏が管理者となっている。

講については、川島には板倉講、榛名講、大山講の代参講があったが、昭和 30 年代から 40 年代にすべて廃止されたという。なお、庚申講については、聞き取り調査でその存在を確認することができなかった。早い段階で廃止されたものと推定される。

## （3）写真からの調査

昭和 40 年代前半の川島庚申塔については、旧宮代町史の編纂に伴い撮影された写真が残る。それによると、県道蓮田杉戸線より 50cm ほど高くなっている。伝承では 4 尺（約 120cm）ほど高かったと伝わっており、すでに昭和 40 年代には県道のかさ上げや塚の削平がかなり進んでいたと考えられる。現在は、道路と庚申塚との差は 20cm ほどである。昭和 40 年代以降、さらに道路のかさ上げが行われたと推定される。

旧町史の写真によると庚申塔群の裏（南東側）には墓地があり、その奥に一庵が存在し、塀により画されていることが分かる。現況では、庚申塔群の裏すぐに塀が

あり、一庵の建物が建てられている状況で大きく異なる。石塔群の配置については、全く変化がないようであるが、昭和 40 年代の写真には庚申塔と馬頭観世音との間に祠が確認できる。また、昭和 57 年の写真にも潰れかけた祠が確認できる。これらのことから、一庵坊改修の際にこの祠は取り壊されたと考えられる。なお、『社寺総合調査Ⅴ・路傍調査』で整理番号 11 厨子と記載されるものが、この祠にあたと推定される。

#### (4) 石造物からの調査

調査は、S=1/50 の縮尺で配置図を作成し、正面・左側面・右側面の写真撮影を行った。この時、『社寺総合調査Ⅴ・路傍調査』の路傍調査地点 59 (百間 6 丁目) の整理番号 (以下No.と記す) 1~13 をそのまま用いることとした。なお、寸法や銘文は『社寺総合調査Ⅴ・路傍調査』による。No.11 の厨子は今回の調査では確認できなかった。庚申塔 (No.10) と馬頭観音 (No.12) との間に若干の空間があることなどから、この場所に厨子 (No.11) があつたと考えられる。教育委員会所有の写真によると昭和 61 年から平成 7 年までの間に取り壊されたようである。

番号	名称	形態	年号	西暦
1	諸社諸神	四角柱型	嘉永 2 年	1849
2	供養塔		宝永 5 年	1708
3	二十三夜塔	四角柱型	文政 7 年	1824
4	供養塔	舟型	享保 19 年	1734
5	常夜塔	灯籠型	天明 7 年	1787
6	庚申塔	舟型	延宝 4 年	1676
7	庚申塔	笠付角柱型	元禄 13 年	1700
8	庚申塔	笠付角柱型	享保 19 年	1734
9	庚申塔	笠付角柱型	明和 2 年	1765
10	庚申塔	笠付角柱型	文化 10 年	1813
11	厨子		昭和 4 年	1929
12	馬頭観世音	四角柱型	天保 14 年	1843
13	力石	自然石型	明和 5 年	1768

##### ①諸社諸神 (No.1)

寸法 本塔 高さ 93cm、幅 37cm、奥行 36.5cm

台石① 高さ 33.5cm、幅 63.5cm、奥行 63cm

台石② 高さ 6cm、幅 83.5cm、奥行 82cm

形態 四角柱型

銘文

(本塔 右側面)

嘉永二己酉歲仲冬吉辰 武州埼玉郡百間邑

(本塔 正面)

水精天尊神

(本塔 左側面)

早同志濟□起信心与衆戲力勸輯淨財造立石体祀置河伯庶幾将来□漂溺惡  
善貞誌

(台石① 右側面)

世話人

松ノ木島

成田勝之丞・同又兵衛

中島

島村彦六・同新次郎・同虎藏

小淵

佐藤吉右衛門・斎藤佐兵衛

吉羽新田

野口太吉

和戸

野沢勘兵衛・鈴木源藏・梅田要助

国納

小島金右衛門

(台石① 正面)

川 島 中

(台石① 左側面)

島村鹿吉

清地

浜田六左衛門・大作庄兵衛・新井武左衛門

道仏

岩崎幸吉

若宮

高橋七藏

内野

根岸弥善治・矢島直次郎

(台石① 背面)

東村

中野清六  
松木島  
成田七五郎  
桑原  
岡安幸藏

②供養塔 (No.2)

寸法 高さ上 93cm、幅 (基礎) 30cm、奥行 (基礎) 28cm

銘文

(本塔 基礎部 右側面)

光明真言結衆

清地村

浄心・琢心・道水・順了

(本塔 基礎部 正面)

百間領川島村施主三十二

奉造立地藏菩薩

現世安穩後生善所

宝永五戊子祀十月吉日

(本塔 基礎部 左側面)

倉松村

哲元・常念・常勝

川島

安龍・一庵

③二十三夜塔 (No.3)

寸法 本塔 高さ 110cm、幅 38cm、奥行 22.5cm

台石 高さ 32cm、幅 57cm、奥行 42cm

形態 四角柱型

銘文

(本塔 右側面)

文政七年申閏八月吉日

(本塔 正面)

(観音浮彫坐像) 二十三夜塔

(本塔 左側面)

百間領川島村

(台石① 正面)

尾花三五郎・島村清兵エ・池上辰五郎・島村松次良・尾花市左衛門・鷺谷  
七五良・深井綱次良・鷺谷伊助・島村幸次良・鷺谷仙松・尾花市五郎・深

井幸八・大高兵五良

④供養塔 (No.4)

寸法 本塔 高さ上 94cm、幅 43cm、奥行 30cm

台石 高さ上 5cm、幅 49cm、奥行 38cm

形態 舟型

銘文

(本塔 正面)

読誦普門一千部供養塔

サ (梵字) (如意輪観音浮彫坐像) 願主 湛心

享保十九甲寅天十一月吉日

⑤常夜塔 (一对) (No.5)

寸法 本塔 高さ 140cm、幅 (笠部) 37cm、奥行 (笠部) 38cm

台石 高さ上 6cm、幅 60cm、奥行 52.5cm

形態 灯籠型

銘文

(本塔 竿部 右側面)

願主講中二十六人

(本塔 竿部 正面)

天明七丁未歳

奉納石灯籠

十月吉日

(本塔 竿部 左側面)

武州埼玉郡百間領川島

備考

左右の常夜塔とも同一であるため、左側の常夜塔を記載した。

⑥庚申塔 (No.6)

寸法 本塔 高さ上 128cm、幅 60cm、奥行 41cm

形態 舟型

銘文

(本塔 正面)

奉造立庚申供養所同行十五人敬白 (見猿 正面)

(青面金剛浮彫立像) (聞か猿 正面)

延宝四丙辰十月吉日□□□川島村 (言わ猿 正面)

⑦庚申塔 (No.7)

寸法 本塔 高さ 125cm、幅 (笠部) 59cm、奥行 43cm

台石 高さ上 23cm、幅 57cm、奥行 56.5cm

形態 笠付角柱型

銘文

(本塔 右側面)

江戸深川大工町

石屋 権右衛門 作

元禄十三庚辰十月吉日

(本塔 正面)

(見猿 正面)

(青面金剛浮彫立像)

(聞か猿 正面)

(言わ猿 正面)

供養塔

(本塔 左側面)

岩付屋六兵衛母

河島村施主廿三人

⑧庚申塔 (No.8)

寸法 本塔 高さ 170cm、幅 (笠部) 62cm、奥行 44.5cm

台石① 高さ 21.5cm、幅 64.5cm、奥行 52.5cm

台石② 高さ上 5cm、幅 72cm、奥行 65cm

形態 笠付角柱型

銘文

(本塔 右側面)

奉納庚申供養塔

(本塔 正面)

(見猿 正面)

(青面金剛浮彫立像)

(聞か猿 正面)

(言わ猿 正面)

(本塔 左側面)

享保十九甲寅十月吉日

川島村講中

⑨庚申塔 (No.9)

寸法 本塔 高さ 173cm、幅 (笠部) 55cm、奥行 (笠部) 44cm

台石① 高さ 39cm、幅 58.5cm、奥行 53cm

台石② 高さ上 4cm、幅 72cm、奥行 59cm

形態 笠付角柱型

銘文

(本塔 右側面)

庚申供養塔  
(本塔 正面)

(見猿 正面)

(青面金剛浮彫立像)

(聞か猿 正面)

(言わ猿 正面)

(本塔 左側面)

明和二乙酉十月吉日

川島村講中二十五人

内糺町二人

⑩庚申塔 (No.10)

寸法 本塔 高さ 180cm、幅(笠部) 71cm、奥行(笠部) 71cm

台石① 高さ 38cm、幅 72cm、奥行 70cm

台石② 高さ上 4cm、幅 98cm、奥行 90cm

形態 笠付角柱型

銘文

(本塔 右側面)

文化十癸酉年

庚申供養塔

四月吉日

(本塔 正面)

(見猿 正面)

(青面金剛浮彫立像)

(聞か猿 正面)

(言わ猿 正面)

(本塔 左側面)

川島村講中

⑪厨子 (No.11)

銘文

(厨子内裏側墨書)

世話人

島村四郎右エ門・深井五左衛門・尾花由之助

昭和四年七月十五日

此時全部塗替ス

金原深彦

備考 現在は確認できない。

⑫馬頭観世音 (No.12)

寸法 本塔 高さ 88.5cm、幅 40.3cm、奥行 38.5cm

台石① 高さ 34cm、幅 60.5cm、奥行 59.5cm

台石② 高さ上 15cm、幅 123.5cm、奥行 74cm

形態 四角柱型

銘文

(本塔 右側面)

天保十四癸卯年三月

武州埼玉郡 百間村

(本塔 正面)

馬頭觀世音

(本塔 左側面)

為先年死馬供養且人馬共無性我等故也

(台石① 右側面)

杉戸関宿道

実ヶ谷村・黒浜村・御林・下野田村・爪田谷村・須賀村・八左エ門島・

沼端・蓮谷村・渋谷・清地村・三本木・中妻・九右エ門新田・藤棚・宮

内・上新田・同尾附連中・倉松村

(台石① 正面)

河島中

(台石① 背面)

鹿室村・東村・杉戸横清

石工八丁目新町徳島寅松 江ヶ崎村

(台石① 左側面)

寺道

台ノ越・三リ内野・金谷原・平島・逆井・西村・前原・藤曾根・松ノ木

島・柚ノ木・太田新井・二リ原新田・岡泉村

⑬力石 (No.13)

寸法 高さ 69cm、幅 36.5cm、奥行 28.5cm

形態 自然石型

銘文

(正面)

明和五寅丑

若者中

奉納二十七貫目

□□□□□

川島

## (6) まとめ

今回の調査の結果、社寺総合調査では確認されていた厨子（No.11）が所在しないことが明らかとなった。昭和 4 年のものではあるが、貴重なものといえるため残念である。

番号	名称	年代	西暦	年代差
No.6	庚申塔	延宝 4 年	1676	
No.7	庚申塔	元禄 13 年	1700	24
No.8	庚申塔	享保 19 年	1734	34
No.9	庚申塔	明和 2 年	1765	31
No.5	常夜塔	天明 7 年	1787	(22)
No.10	庚申塔	文化 10 年	1813	48 (26)

### ①文化財指定の範囲

調査の主目的の一つである文化財指定の範囲についてであるが、石造物すべてを含む敷地を指定とする方法と、庚申塔 5 基と関係する常夜塔を指定する方法、庚申塔 5 基のみを指定する方法、庚申塔を個別で指定する方法の 4 通りがあると考えられる。

上の表は庚申塔などの造立された年代差を表したものである。庚申塔No.6 からNo.9 にかけては 30 年前後で造立されているが、No.9 とNo.10 の間は 48 年となっている。但し、庚申塔と関係すると推定される常夜塔を含めると、No.9 の庚申塔と 22 年、No.10 の庚申塔と 26 年の差となる。庚申塔などの記念物は、20 年から 30 年に一度、石造物を造立したのではなかろうか。こうして、川島の住民は少なくとも 137 年間に渡り庚申講を組織し、石造物を造立し続けてきた。文化財を指定する上でもこれら歴史的背景を重要視する必要があると考えられる。

庚申講の人数については、元禄 13 年には 23 人であったが、明和 2 年には 25 人、天明 7 年には 26 人となった。明治 4 年の佐倉県戸籍番号書上帳には戸主として川島・切戸で 24 人が確認できる。これらのことから、庚申講は川島地区の全世帯が加入していたことが分かる。ちなみに江戸期における川島とは、百間本村の内、宿を除いた現在の切戸や川島など東武動物公園駅東口側の地区全体を指す名称であると考えられる。

これらからも、庚申講は、江戸時代の地域社会（川島ムラ）を形成する重要な一要素であったことから、庚申塔単体の指定ではなく、最低でも庚申塔 5 基を群として指定する必要があり、できるならば常夜塔を含めた指定が適当であると考えられる。

次に石造物すべてを含む敷地全体の文化財指定について検討してみたい。No.1 の

水神については吉羽新田や和戸などから小淵に至る古利根川沿岸の村名が見られること、No.12 の馬頭観世音については杉戸宿伝馬道や岩槻慈恩寺道沿いの村名が見られることなどから、両石造物とも川島地区のみが関係する石造物ではないといえる。また、No.2・4 については個別の供養塔であり、No.2 に関しては一庵との関係から本来一庵坊に所在するべき石造物と考えられる。No.3 の二十三夜塔とNo.13 の力石については、地域社会と密接な関係の石造物といえる。

これらのことから、個別に見ていくと敷地全体での文化財指定については、慎重にならざるを得ないが、広範囲の地域社会における石造物群と捉えれば、敷地全体についても文化財指定の対象となり得るとの考え方もある。しかし、明らかに一庵坊に属する石造物も含まれており、慎重な審議が必要であると考えられる。

## ②指定文化財の名称

先述したように、江戸時代の川島庚申塔は、一庵坊と同じと考えられており、明治初年の神仏分離令などにより、分けられるようになったと推定される。しかし、地籍図・地番図などでは現在においても同じ扱いを受けている。

江戸時代の川島庚申塔・一庵坊は、「廟所」「庚申社」と呼ばれ、明治時代になると「一庵」「庚申塚」「廟所」「庚申様」などと呼ばれたようである。江戸時代から近代にいたるまで「庚申」という名称が常に使用されてきたことは、文化財指定の名称を考える上で重要であると思われる。

これらのことから、文化財指定の名称候補としては川島庚申塔群もしくは川島庚申塚が挙げられる。庚申塔 5 基と常夜塔の指定の場合は川島庚申塔群か川島庚申塚が、敷地全体を指定する場合は川島庚申塚が相応しいと考えられる。

## (参考文献)

- 宮代町教育委員会 『みやしろ風土記』 1994
- 宮代町教育委員会 「みやしろの信仰と年中行事」(『宮代町史資料第 6 集』) 1994
- 宮代町教育委員会 「社寺総合調査 V・路傍調査」(『宮代町史資料第 17 集』) 2000
- 宮代町教育委員会 「折原家文書」(『宮代町史資料第 18 集』) 2000



百間村絵図(折 3485)「除」



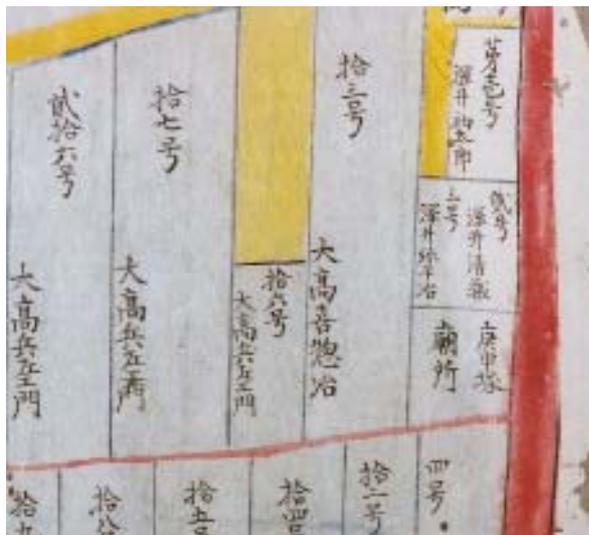
百間村絵図(折 3486)「除」



百間村絵図(折 3489)神社マーク



第六区百間村屋敷図「一庵」



百間村田畑一筆限耕地絵図  
(折 3498)「庚申塚 廟所」



百間村絵図(折 3512)「御除 廟所  
御領分ノ内」



川島庚申塔（昭和40年代前半）



川島庚申塔（昭和57年）



川島庚申塔（平成17年）



1 諸社諸神 (左側面、正面、右側面)



2 供養塔 (左側面、正面、右側面)



3 二十三夜塔 (左側面、正面、右側面)



4 供養塔（正面）



13 力石



5 常夜塔左側（左側面、正面、右側面）



5 常夜塔右側（左側面、正面、右側面）



6 庚申塔 延宝4年（左側面、正面、右側面）



7 庚申塔 元禄13年（左側面、正面、右側面）



8 庚申塔 享保19年（左側面、正面、右側面）



9 庚申塔 明和2年（左側面、正面、右側面）



10 庚申塔 文化2年（左側面、正面、右側面）



12 馬頭觀世音 天保14年（左側面、正面、右側面）